項目	No.	確	認内	容	解	説		主な参考法令等
売上げ	1	売上げの言事業年度に言かかわらず、 れている売」	翌事業年度	あるにも に計上さ	年度の益金となります。この引 方が検収した日、相手方におい 検針等により販売数量を確認し 販売に係る契約の内容等に応じ られる日のうち貴法人が継続し いいます。	て使用収益が開始できること種類収益が開始として を日等の計算を行うことを類を が関連してういまで が関連してういで が関連して行うで がの日、を できています。 できています。 できています。 できています。 できています。 はいまする。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいまする。 はいます。 はいまな。 はなな。 はなな。 はな	、た性とる も要金る搬で等相日質認日 のしとも入きに手、、めを はななのしる応	法法第81条の3 法基通2-1-1 法基通2-1-2 法基通2-1-5 法基通2-1-6 連基通2-1-1 連基通2-1-2 連基通2-1-5
	2	売上げのま 合、その理 すか。	十上基準を <b>変</b> 由は合理的カ	ぎ更した場 いつ適切で	売上げの計上基準は、棚卸資度 内容等に応じて合理的な基準を す。 売上げの計上基準を合理的か は、変更後の計上基準は認められ	つ適切な理由もなく変更した場	りま	法基通2-1-2 法基通2-1-6 連基通2-1-6 連基通2-1-6
	3	当事業年度について当事に金額が確定合理的に見れていますか。	定していない 責もった金額	の日まで いときは、	建設工事等の工事代金が当事業4 合には、その販売代金等を同日の あります。	の現況により合理的に見積もる とその後確定した売上金額に差 る事業年度において、その差額	ない場 必要が 額が生	法基通2-1-7
売上原価	4	翌事業年度 する売上原促 上していませ			当事業年度の損金となる売上が ずる原価は、当事業年度の売上が 年度以降の売上げに対応する売 ません。		翌事業	
	5	日までに確定 適正に見積も いますか。	らった金額を なる事後的費	ときは、	年度終了の日までに確定していた 見積もる必要があります。	発生する費用であっても、単な えば、販売を完了した機械設備 費用など)は、売上原価等とな	適正に る事後 等に係	
売上割戻し	6	棚卸資金を表しています。 関係を表していまして、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 は	反売数量によ 算定基準を 示していない 即資産を販売	基準が販 に割戻したのか きした事業	は販売数量によっており、かつ、より相手方に明示されている場でたりの属する事業年度の損金とすいた数量によっていない、またしていない場合には、売上割戻する事業年度に損金とする必要	合には、原則として棚卸資産をなりますが、算定基準を割戻しの相手方は、算定基準を割戻しが相手方とののます。 こ、売上割戻しを支払うべきにないまり、、売上割戻しを支払うべきにないます。 にており、体で定事者の提出専 の適用を条件として当事業年度	方販額に日 と限法売又明の 及ま	連基通2-5-1
仕入割戻し	7	棚卸資産を戻していました。 関いていまり、の金額の通知の金額の通知の金額の通知の金額の通知の金額の通知の金額の通知の金額の金額の通知の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の	構入数量によ 算定基準が明 いわらず、仕 印を受けた事	基準が購 ってお 引示されて 二入割戻し	は購入数量によっており、かつ、より明示されている場合には、人属する事業年度ではなく、棚卸資益金とする必要があります。	士入割戻しの金額の通知を受け 資産を購入した日の属する事業 が購入価額又は購入数量によっ が明示されていない場合には、	 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	連基通 2 - 5 - 4
役員給与	8	役員給与に 総会等の決議 算され支給さ		適正に計	役員給与の額が定款の規定又に 定められた役員に支給することでは、その超える部分の金額は、1			
	9	役員の個/ ど、役員に対 ものと同様の はありません	り経済的な利	支給した	役員への資産の贈与、役員に 無利息貸付け、役員の個人的費 したものと同様の経済的効果を すので、法法第34条に規定する? 利益連動給与(又は業績連動給- なりません。	もたらすものは、役員給与に該 定期同額給与、事前確定届出給	を支給 当しま 与及び	法基通9-2-9 連基通8-2-8

30.02 1/7

項目	No.	確認 内	容	解	説	主な参考法令等
給与・賞与	10	損金経理したにもかったにもかったによれる賞与実統額を同時に大払賞に要けるを対して支統額を同時にです。の使用人に対してもいら1月対しととから1月対していますができません。	ている決算 にいて、全て、 にでいて、全て、 にでのは、 にでいた。 にでいた。 にでいた。 にでいた。 にでいた。 にでいた。 にでいた。 にでいた。 にでいた。 にでいた。 にいて、全で、 にいて、全で、 にいて、全で、 にいて、全で、 にいて、全で、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて、 にいて	る全ての使用人に対して個別に通知での使用人に対し、当該通知をして日から1月以内に通知どおりの金額につき通知をした日の属する事態に関り、未私であっても当事業なお、支給日に在職している使	ては、その支給額を同時期に支給す 即するとともに、当該通知をした全 た日の属する事業年度終了の日の翌 領を支払っており、かつ、その支給 業年度において損金経理している場 年の損金となります。 用人にのみ賞与を支給することとはな 与を計上した事業年度の損金とはな	法基通9-2-43
減価償却費	11	稼働を休止している どの事業の用に供して に係る減価償却費を損 入していませんか。 (法基通7-1-3又 -1-3に以の適用を を除きます。)	いない資産 金の額に算 は連基通6 稼働休止資	に係る減価償却費は損金とはなり 例えば、購入後未稼働の資産や る資産(必要な維持補修が行われ あるものは除きます。)に係る減 また、法令第133条に規定する少	生産調整等のため稼働を休止していており、いつでも稼働し得る状態に価償却費は、損金とはなりません。 額の減価償却資産及び法令第133条いても、事業の用に供していなけれ	法令第133条 法令第133条の2 法基通7-1-3
	12	法令第133条の2に 慣却資産の損金算入を る場合において、一括 除却した際に、未償却 損金としていませんか	適用してい 償却資産を  額の全額を	を受けている場合には、その一括 度後の各事業年度において滅失、 も、当該各事業年度において損金 計算される損金算入限度額に達す	横却資産につき同条の規定の適用 賞却資産を事業の用に供した事業年 除却等の事実が生じたときであって とされる金額は、同条の規定に従い るまでの金額であるため、当該損金 っている取得価額全額を損金とする	法基通7-1-13
交際費等	13	福利厚生費等の中に 業員の接待等のための れていませんか。		交際費等の支出の相手方には、「ある者だけでなく間接に貴法人のう員、従業員、株主等も含まれます。		措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-22 措通68の66(1)-25
	14	売上割戻し等の中に 物品を交付するための 先を旅行等に招待する が含まれていませんか	費用や得意 ための費用	行、観劇等に招待する費用は、その招待が売上割戻しと同様の基準で行に該当します。 ただし、交付する物品が得意先にとや固定資産として使用することに単価がおおむね3,000円以下であり	の物品の交付又は旅行、観劇等への 行われるものであっても、交際費等 こおいて棚卸資産として販売するこ が明らかな場合又はその物品の購入 、かつ、その交付の基準が売上割 きは、これらの物品を交付するため	措通61の4(1)-3 措通61の4(1)-4 措通68の66(1)-3
	15	雑費等の中に、新規設に当たり、周辺の住得るための支出が含まんか。	民の同意を	新規店舗等の建設に当たり、周 住民やその関係者を旅行等に招待 た場合には、そのために要した費	辺の住民の同意を得るために、当該 したり、これらの者に酒食を提供し 用は交際費等に該当します。	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-15 措通68の66(1)-18
	16	専ら役員や従業員のめに支出した飲食費に 人当たり5,000円以下で 交際費等から除いてい	.ついて、1 であるとして	行為のために要する費用であって、 交際費等から除かれます(財務省を		措法第68条の66 措令第37条の5
	17	棚卸資産又は固定資額に交際費等が含まれか。	7-1-1 1 Ilent	は、支出の事実があった事業年度 す。 なお、当該交際費等の金額のう より損金の額に算入されないこと	領に交際費等が含まれている場合に の交際費等に含める必要がありま ちに措法第61条の4第1項の規定に となった金額があるときは、当事業 の取得価額を減額することができま	措法第68条の66 措通61の4(1)-24 措通61の4(2)-7 措通68の66(1)-27
寄附金	18	前事業年度以前に仮 寄附金を当事業年度の いませんか。 また、事業年度末に となっている寄附金を の損金としていません	損金として おいて未払 当事業年度	扱うため、前事業年度以前に支払 た寄附金については、当事業年度 していても損金とすることは認め 金となります。)。		法法第81条の 6 法令第78条
	19	寄附金の中に役員等 て負担すべきものが含 せんか。		相手方、目的等からみてその法人(のと認められるものは、その役員(す。 このため、例えば、当該寄附金)		法法第37条 法法第81条の6 法基通9-4-2の2

30.02 2/7

項目	No.	確	認内	] 容	解	説	主な参考法令等
	20	子会社や取な理由がない 償もしくは通 金銭の貸付け 行っていませ	いにもかか 通常より促 ナ又は債権	い利率での	子会社や取引先に対して金銭の無貸付け又は債権放棄等をした場合に 社の倒産を防止するためにやむを復画に基づくものである等の経済的合 附金として取り扱われます。	ず行われるもので合理的な再建計	法法第81条の6 法基通9-4-2
使途秘匿金	21	相手方を明の支出や金銭 ありませんか	長以外の資	ごきない金銭  産の贈与は	名又は名称及び住所又は所在地並び いない場合には、その支出は使途秘 額が通常の法人税額に加算されます	図匿金に該当し、支出額の40%相当 -。 は、贈与、供与その他これらに類す	措法第62条 措法第68条の67
費用全般	22	事業年度オ ていない費用 ん。)を損金	月(償却費		事業年度終了の日までに債務が確費、一般管理費その他の費用についたれません。なお、この債務の確定とは、原則場合をいいます。 ① 当事業年度終了の日までに当該こと。② 当事業年度終了の日までに当該すべき事業原因となる事実が発生して③ 当事業年度終了の日までにそのできるものであること。	いては、当事業年度の損金の額に算別として次の要件の全てに該当する な費用に係る債務が成立している な債務に基づいて具体的な給付を にいること。	法基通2-2-12
移転価格	23	国外関連者対価の額、又はた役務提供のででである。	スは国外関 共の対価の	額は、独立	務提供を受けた場合、その対価の額ります。	をした総原価の額に通常の利潤の額 と務提供が支援的な性質のものであ 当該役務提供に要した総原価の額 乗じた額を加算した金額をもって 15の額は独立企業間価格として扱わ	措法第68条の88 移転価格事務運営要領3 -9、3-10 別冊 移転価格税制の適用 に当たっての参考事例集 (事例23)
	24	国外関連者息の領人の利息の 見いの利息の 格となってい	は国外関連 つ額は、犯		国外関連者に対して貸付けを行っ 入れを行った場合、その利息の額は ます。	った場合、又は国外関連者からの借 は独立企業間価格である必要があり	
	25	「独立企業めに必要と認力ルファイルに作成し、又に作成し、又にますか。	図められる レ) 」を申	告期限まで	ために必要と認められる書類を確定 取得し、保存することが必要です。 (注1)「国外関連取引」とは、法 の販売、資産の購入、役務提供その (注2)前事業年度がない場合には	十金額(前事業年度(注2)) 十金額(前事業年度)が3億円  に係る独立企業間価格を算定する   申告書の提出期限までに作成又は   に人が国外関連者との間で行う資産   かしの取引をいいます。   は当該事業年度となります。   計権、実用新案権などの無形固定	

30.02 3/7

項目	No.	確認 内容	解	説	主な参考法令等
棚卸資産	26	事業年度終了の時において、預け在庫、未着品を棚卸しの対象と していますか。	事業年度終了の時において外注先を 入した商品等のうち運送途中にあるデ し、棚卸しの対象とする必要がありま	未着品についても、数量等を把握	
	27	未使用の消耗品の取得に要した 費用を当事業年度の損金としてい ませんか。	消耗品で貯蔵中のものは棚卸資産にた費用は当該消耗品を消費した日の原る必要があります。 ただし、事務用消耗品、作業用消耗物、見本品その他これらに準ずる棚かに変量を取得し、かつ経常的に消費で要した費用を継続してその取得したこれる場合には、取得時の損金として意	属する事業年度において損金とす ・ 日本	
	28	引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など購入のために直接要した費用は棚卸資産の取得価額に含めていますか。	棚卸資産の購入に際して引取運賃、料、関税その他当該資産の購入のたと合には、その費用を棚卸資産の取得値なお、買入事務、検収、整理、選別所から販売所への移管に要した費用がした間接付随費用も棚卸資産の取得値れらの間接付随費用の総額が棚卸資産内の金額であるときは、当該間接付限得価額に含めなくても差し支えありま	かに要した直接付随費用がある場面額に含める必要があります。 別、手入れ等に要した費用や販売 などの棚卸資産の購入のために要 で高級の必要があります。 金の購入の対価のおおむね3%以 連費用については、棚卸資産の取	
	29	流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけを理由に棚卸資産 の評価損を計上していませんか。	棚卸資産が著しく陳腐化した場合に められますが、単に流行遅れや機種だは、著しい陳腐化には該当しません。 例えば、いわゆる季節商品で売れた 価額では販売することができないこと らして明らかである場合や当該商品と のであるが、型式、性能、品質等が考 ことにより、当該商品につき今後通常 きなくなった等の事実が生じた場合だ	がモデルチェンジしたことだけで 残ったものについて、今後通常の とが既往の実績その他の事情に照 と用途の面ではおおむね同様のも 皆しく異なる新製品が販売された 常の方法により販売することがで	法令第68条 法基通9-1-4
繰延資産	30	資産を賃借する際の権利金のように、支出の効果が1年以上に及 が費用について、その全額を一時 の損金としていませんか。	以下の①~⑤の費用で支出の効果がある。 ぶものは、繰延資産に該当し、当該費基礎として償却する必要があります。 ① 自己が便益を受ける公共的施設でのために要する費用 ② 資産を賃借し又は使用するために他の費用 ③ 役務の提供を受けるために支出で ④ 製品等の広告宣伝の用に供する資 る費用 ⑤ ①~④に掲げる費用のほか、自己 る費用	費用は、支出の効果の及ぶ期間を 又は共同的施設の設置又は改良 こ支出する権利金、立退料その する権利金その他の費用 資産を贈与したことにより生ず	
固定資産	31	固定資産を事業の用に供するために要した費用を一時の損金としていませんか。	固定資産の取得価額には、購入した を問わず、事業の用に供するために直機械の据付費、調整試運転費など)な 用は一時の損金とはなりません。	直接要した費用(例えば、工業用	法基通7-3-16の2
	32	建物付土地の取得後おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手しているにもかかわらず、取壊時の建物の帳簿価額及び取壊費用を一時の損金としていませんか。	建物付土地を取得後、おおむね一年するなど、当初からその建物を取りまと明らかに認められるときは、当該を価額及び取壊費用の合計額は、当該ります。	裏して土地を利用する目的である 書物等の取壊しの時における帳簿	
	33	建物の建設に伴って支出が予定されている住民対策費、公害補償費等の費用の額をその建物の取得価額に含めていますか。 (毎年支出することになる補償金は除きます。)	新工場の落成、操業開始等に伴って 価償却資産の取得後に生ずる付随費 得価額に算入しなくても差し支えあり ション等の建設に伴って支出する住民 (法基通7-3-11の2(2)及び(3)又に 当するものを除きます。)のなる補償会 もの(毎年支出することとなる補償会 支出が建設後に行われるものであって 額に含める必要があります。	用の額は、当該減価償却資産の取りませんが、工場、ビル、マン民対策費、公害補償費等の費用 は連基通6-3-14(2)及び(3)に該切からその支出が予定されている金を除きます。) は、たとえその	法基通7-3-7 法基通7-3-11の2 連基通6-3-9
	34	資本的支出を一時の損金としていませんか。	固定資産の修理、改良等のために3 産の通常の維持管理のため、又はさき 回復するために要したと認められるさいます。 他方、固定資産の修理、改良等のが 定資産の価値を高め、又はその耐久を 定資産の価値を高め、又はその耐久を がかでする金額は資本的支出の がでするでは、一の計画に基づき同一との費用の だし、一の計画に基づき同一との費用の がと、改良等がおおる等に対して要した各がまなる。 修理、改良等がおおります。 既往の実績その他の差し支えあります。	員した固定資産につきその原状を 報子は修繕費に該当し一時の損損 部分は修繕費に該当し一時の損損 を登出したとなるを を当したとなる資産と種類及 を当した場合のでは を選出したものででは を定産に20万円にでは のの認知が のの認知が ののでは のので のので	法令第132条 法基通7-3-16の2 法基通7-8-1 法基通7-8-2 法基通6-3-25 連基通6-8-1 連基通6-8-2

30.02 4/7

項目	No.	確	認内	容	解	説	主な参考法令等
	35	自社開発のするために要金としていま			及び経費並びに事業の用に供するたトウエアの取得価額に算入すること ません。	となるため、一時の損金とはなり 原価計算に基づき算定することに つき合理的であると認められる方	法基通 7 - 3 - 15の 2 連基通 6 - 3 - 22
	36	ソフトウェ プのために要 金としていま			ソフトウエアのプログラムの修正 プログラムの機能上の障害の除去、 きはその修正等に要した費用は修繕 が、新たな機能の追加、機能の向上 る場合には、その修正等に要した費 ウエアの取得価額に算入する必要が	i費として一時の損金となります ∴等のバージョンアップを行ってい ∱用は資本的支出に該当し、ソフト	法令第132条 法基通7-8-6の2 連基通6-8-7
前払費用	37	前払費用に としていませ (法基通2- -2-14に 費用」の取扱 合を除きます	- 2-14又は 見定する「短 ないの適用を	連基通2 期の前払	支出した費用のうち当事業年度終了ない役務に対応するものをいいます年度の損金とは認められず、役務のります。	。)は、支払った日の属する事業 提供を受けた事業年度の損金とな 払った日から1年以内に提供を受 て支払った日の属する事業年度の	法基通 2 - 2 - 14 連基通 2 - 2 - 14
貸付金	38	役員、従業 て金銭を無償 率で貸し付け		り低い利	経済的合理性がないにもかかわらして無償又は調達金利や他者への貸付けを行っている場合、通常適用すと実際徴収した利息の額との差額はがあります。	べき利率により計算した利息の額	法基通9-4-2 連基通8-2-8
有価証券	39	有価証券をた費用を一時んか。			有価証券の取得価額には、当該有購入のために要した費用が含まれまこのため、購入手数料その他有個は、有価証券の取得価額に算入されなお、有価証券を取得するために証券の取得価額に算入せず、一時のまた、外国有価証券の取得に際し他これに類する税についても同様にせん。	す。 証券の購入のために要した費用 、一時の損金にはなりません。 要した通信費、名義書換料は有価 損金として差し支えありません。 て徴収される有価証券取得税その	
前受金・仮受 金・預り金・ 保証金	40	売上げ、雑 ものはありま	単収入等に計 ミせんか。	上すべき	前受金、仮受金及び預り金が棚餌 渡等の対価として収受したものであ 係る収益計上基準に照らし、当事業 べきものが含まれているときは、当 また、当事業年度において資産の 金等の一部又は全部について返還を の返還しないことが確定した金額は あります。	年度の売上げ、雑収入等に計上す 事業年度の益金とする必要があり 賃貸借契約等に基づき預った保証 要しないことが確定した場合、そ	法基通 2 - 1 - 41 連基通 2 - 1 - 44
消 費 税 等	41	課税期間末の対価の額がに、その対価り、課税標準	5の額を適正	ない場合 に見積も	資産の譲渡等を行った場合におい 属する課税期間の末日までにその対 同日の現況によりその金額を適正に 等の対価の額として、その課税期間 ります。 なお、見積額と最終的に確定した は、その差額を最終的に対価の額が 産の譲渡等の対価の額に加算又は減	見積もり、その金額を資産の譲渡 の課税標準額を計算する必要があ 額との間に差額が生じた場合に S確定した日の属する課税期間の資	消基通10-1-20
	42	外注先に対 材料等の対価 いませんか。 (支給する材 して管理して す。)	がまた。 おおりまた。 おおりまた。 おおりまた。 おおりまた。 おおりまた。 おおりまた。 おおりまた。 おおりまた。 おもれる。 おもれる。 おもれる。 おもれる。 おもれる。 とれる。 もれる。 もれる。 もれる。 もれる。 もれる。 もれる。 もれる。 も	外としての資産と	外注先等に対して外注加工に係る て、その支給に係る対価を収受する 給)ときは、その原材料等の支給は 当します。 ただし、有償支給の場合であって 自己の資産として管理しているとき の譲渡に該当しません。	こととしている(いわゆる有償支 、対価を得て行う資産の譲渡に該 も、貴法人が支給した原材料等を	
売上原価	43	課税仕入れ に給与に該当 いませんか。	iとした外注 4するものは		あれば資産の譲渡等の対価に該当しる契約に基づく給与であれば資産の税仕入れとはなりません。	譲渡等の対価に該当しないため課 合には、例えば、以下の①~④等 になります。 になります。 になります。 になります。 になります。 になります。 になります。 になります。 になります。 になり、 になり、 になり、 になり、 になり、 になり、 になり、 になり、	消基通1-1-1

30.02 5/7

項目	No.	確認 内	容	解	説	主な参考法令等
	44	未成工事支出金又はに計上した支払につい 引渡しを受けていない 提供が完了していない らず支払時の課税仕入 ませんか。	て、資産の 又は役務の にもかかわ	価については、未成工事支出金又 ますが、その課税仕入れの時期は けたとき又は外注先等の役務の提 そのため、目的物の引渡し又は れる中間金等は、その支払時にお ません。 なお、建設工事等に伴う未成工 工事等を請け負った事業者)が下 全部または一部を請け負った他の 応じて支出したもので、元請業者	完成前に行った課税仕入れに係る対 は建設仮勘定に計上することがあり 、原則として、目的物の引渡しを 供が完了したときになります。 投務の提供の完了を伴わずに支払わ となるに課税仕入れとすることはで 事支出金等のうち、元請業者「等等者 (元請業者)の行った工事等の出来高に が出来高にないて課税仕入れとするこ	消基通11-3-5 消基通11-3-6 消基通11-6-6
	45	三国間貿易(国外で 産を国内に搬入するこ 譲渡する取引)に係る 税仕入れとしていませ	となく他へ 仕入れを課	渡又は貸付けの場合は、原則とし 産の所在場所で判定します。 したがって、国外で購入した資 業者等に譲渡した場合における仕	か否かの判定については、資産の譲て、譲渡又は貸付けの時における資産を国内に搬入することなく他の事入れについては、その経理処理のい別に該当するため、課税仕入れとす	
費用全般	46	出向社員等の給与負 仕入れとしていません (経営指導料等の名義 いる場合も含みます。	か。 で支出して )	め、貴法人が負担すべき金額を出 給与負担金は、その出向社員に対 れとすることはできません。	与を出向元事業者が支給しているた 向元事業者に支出したときは、その する給与に該当するため、課税仕入 担金の性質を有する金額を経営指導 です。	消基通 5 - 5 - 10
	47	贈答した商品券、ギ 行券等を課税仕入れと んか。		には課税仕入れとすることは認めて商品の購入をしたり、サービスの ることができます。 このため、商品券などを贈答し、	物品切手等に該当するため、購入時 られず、後日、その商品券等を使っ の提供を受けた際に課税仕入れとす た場合には、その商品券等を使って 、課税仕入れとすることはできませ	消法別表第1 消基通6-4-3 消基通6-4-4 消基通9-1-22
	48	クレジット手数料を としていませんか。	課税仕入れ	個別信用購入あっせんに係る手数	数料は、包括信用購入あっせん又は 料又は賦払金のうち利子に相当する 、課税仕入れとすることはできませ	消法別表第1
	49	同業者団体等の通常 会費を課税仕入れとし か。		当該同業者団体、組合等において、要する費用をその構成員に分担さる通常会費や一般会費に該当するないとしているときは、当該会費とはできません。	払った会費又は組合費等について、 、通常の業務運営のために経常的に せ、団体の存立を図るためのいわゆ として資産の譲渡等の対価に該当し 又は組合費等は課税仕入れとするこ	消基通11-2-6
	50	予約の取消し、契約 伴って支払ったキャン 約損害金を課税仕入れ せんか。	セル料や解	は、	支払うキャンセル料や解約損害金等金であり、役務の提供の対価には該当せず課税仕入れとすなどは資産の譲渡等に係る契約等の行われる役務の提供の対価であるこできますが、損害賠償金としての性有する部分とを一括して支払っておできない場合については、全体として取り扱うことから課税仕入れ	消基通 5 - 2 - 5 消基通 5 - 5 - 2
	51	単身赴任者が帰省す 費など給与と認められ 税仕入れとしていませ	る旅費を課	が事業遂行のために必要な費用を るものですので、その旅行に通常 は、課税仕入れに係る支払対価と しかし、通常必要と認められる 省するために支給する旅費等の職	出張旅費、宿泊費、日当は、貴法人、旅行をした者を通じて支出してい 、旅行をした者を通じて支出してい 必要であると認められる部分の金額 なります。 金額を超える部分や単身赴任者が帰 務の遂行に必要な旅行の費用とは認 る支出であることから課税仕入れと	
	52	海外出張に係る旅費 日当等を課税仕入れと んか。		る取引、あるいは不課税取引に該 とはできません。 ただし、海外出張旅費等として・ 出張の際の国内鉄道運賃や国内での	び日当等のうち輸出免税等に該当す 当するものは、課税仕入れとするこ 一括支給する場合であっても、海外 の宿泊費、支度金について、実實分 ているときは、その実費部分につい 脱仕入れとして差し支えありませ	消基通11-2-1

30.02 6/7

項	目	No.	確	認内	容	解	説	主な参考法令等
		53	前払 費用を として (12 - 14 に 14 に 15 は 16 で 16 で 17 で 17 で 18 で 1	2-14又は になる「短いの適用を	連基通2 期の前払 受けてい	税期間に行われたこととなるたと 続的に役務の提供を受けるためい のうちその課税期間の末日におい 応するものをいいます。) につい とはできません。 ただし、法基通2-2-14又に	は、役務の提供が完了した日を含む お、前払費用(一定の契約に基づき総 こ支出した課税仕入れに係る支払対値 いてまだ提供を受けていない役務に ないては、支払時の課税仕入れとするこ は連基通2-2-14に規定する「短期 受けている場合には、その支払時点です。	法基通2-2-14 連基通2-2-14
			クレジット 費等について 会社からの請 していません	、クレジッ 求明細書の	トカード みを保存	社が交付する請求明細書は、課 人に対して交付した書類ではない 9項に規定する請求書等には該	経費等について、クレジットカード会 税資産の譲渡等を行った事業者が貴法 いことから、消法第30条第7項及び第 当しませんので、当該請求明細書のみ ードで決済した経費等を課税仕入れと	
営益	業外収	55	ゴルフ会員 に、その対価 ていませんか				態によるゴルフ会員権は、その譲渡かるものには該当しないことから、その	
		56	車両等の買 に、販売額か 金額を課税仕 げ)としてい	ら下取額を :入れ(又は誰	控除した		課税資産の譲渡等と課税仕入れの二々 かで、それぞれ別個の取引として取り	

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法 ……… 法人税法

 
 措法
 租稅特別措置法
 連基通
 連結納稅基本通達

 措令
 租稅特別措置法施行令
 消基通
 消費稅法基本通達

 措則
 租稅特別措置法施行規則
 措通
 租稅特別措置法関係通達(法法基通

 法上通
 法人稅基本通達
 人稅編)及び租稅特別措置法
 消令 ………… 消費税法施行令 法関係通達 (連結納税編)

2 平成29年6月30日現在の法令・通達によっています(「移転価格事務運営要領」は、平成30年2月16日付一部改正分までを反映しています。)。

3 表中の「法人」は、「連結法人」を含みます。

4 表中の「事業年度」は、連結法人においては「連結事業年度」をいいます。

30.02 7/7